虐待防止委員会設置要綱

鹿児島市手をつなぐ育成会

（設　置）

第１条　当法人が運営する障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）が行う障害福祉サービスにおいて，「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律，身体拘束の適正化」に基づき，利用者の安全と人権擁護の観点から，虐待の防止とその適切な対応（以下「虐待防止」という。）推進委員会（以下「委員会」という。）を法人に設置する。

（所掌事務）

第２条 委員会の所掌事務は，次に掲げる事項とする。

(1) 虐待防止・人権擁護のための体制を作ること。

(2) 虐待防止・人権擁護の状況を点検・評価し，改善すること。

(3) 虐待（不適切な対応事例を含む）発生時に早期対応し，検証・総括すること。

(4) 虐待（不適切な対応事例を含む）発生時に，第三者委員会等と連携して，最善の対応ができるようにすること

(5) その他，虐待防止・人権擁護に資すること。

（組　織）

第３条　委員会は，委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は法人の理事長とし，委員長は，委員を指名する。

３　委員については，当該事業所の管理者及び利用者家族，人権擁護の観点で見識を有する者の中から，委員長が指名した者とする。

４　委員長は，必要に応じて家族会や利用者の代表者を委員とて参加することを求めることができる。

（委員会の開催）

第４条　委員会は，委員長が招集し、年２回以上開催する。（各事業所の虐待防止委員会（小委員会）は４か月に１回実施）

２　委員長は，委員会において必要があるときは，前条に定める委員の他に，参考人として指名した者の出席を求めることができる。

３）委員会は書記を指名し議事録を整備する。

（委員会の業務）

第５条　委員会は，次の業務を行う。

１　職員倫理綱領を職員に周知し，行動規範とするよう啓発する。

２　「虐待の分類」について，職員に周知することと，定期的な見直しを行い，疑いのある項目を足していく

３　事業所の小委員会から報告のあった，虐待や虐待の疑いがある案件について，状況の確認、再発防止の方策を協議する。
４　研修委員会と日程の調整を行い，虐待防止、人権擁護に係る全体研修を年２回以上行う。
５　小委員会から報告のあったヒヤリ・ハット事例を蓄積、分析し，委員会で評価・検証を行い、分析結果，対策等を法人内で共有する。

（庶　務）
第６条　委員会の庶務は，事務局において所掌する。

（施行期日）
この要項は，令和４年４月１日から施行する。